

静岡県看護職員特別修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第26号

静岡県看護職員特別修学資金貸与規則の一部を改正する規則

静岡県看護職員特別修学資金貸与規則（平成9年静岡県規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(返還債務の当然免除)</p> <p>第9条 知事は、特別修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、特別修学資金の返還債務を免除するものとする。</p> <p>(1) 養成学校を卒業した後、引き続き5年間、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（キに掲げる施設にあつては助産師の業務に限る。以下この号において同じ。）に従事したとき（コ又はサに掲げる施設において看護職員の業務に従事する場合にあつては、県内のアからケまでに掲げる施設において、3年以上看護職員の業務に従事した実務経験を有するときに限る。）又は県内の地域保健法（昭和22年法律第101号）<u>第21条第2項第1号</u>に規定する特定町村（以下「特定町村」という。）において保健師の業務に従事したとき。</p> <p>ア～サ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>(返還債務の当然免除)</p> <p>第9条 知事は、特別修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、特別修学資金の返還債務を免除するものとする。</p> <p>(1) 養成学校を卒業した後、引き続き5年間、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（キに掲げる施設にあつては助産師の業務に限る。以下この号において同じ。）に従事したとき（コ又はサに掲げる施設において看護職員の業務に従事する場合にあつては、県内のアからケまでに掲げる施設において、3年以上看護職員の業務に従事した実務経験を有するときに限る。）又は県内の地域保健法（昭和22年法律第101号）<u>第24条第2項第1号</u>に規定する特定町村（以下「特定町村」という。）において保健師の業務に従事したとき。</p> <p>ア～サ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>2～5 （略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。